



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 規則

*64 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (取扱課室名) ページ
(建築住宅課)..... 1

○ 告示

- 551 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)..... 4
- 552 管理美容師資格認定講習会の指定 (")..... 4
- 553 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 5
- 554 畑田池土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 5
- 555 橋本市吉原土地改良区の役員の就退任 (")..... 6
- 556 県営土地改良事業計画の決定 (")..... 6
- 557 県営土地改良事業計画の変更 (")..... 7
- 558 県営ため池等整備事業の工事の完了 (")..... 7
- 559 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 8
- 560 " (")..... 8
- 561 " (")..... 8
- 562 " (")..... 8

○ 内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイヘルペスウイルスに関する委員会指示 9
- 2 潜水器漁法の禁止に関する委員会指示 9

規 則

和歌山県規則第64号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和40年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従事者の変更の届出) 第3条 宅地建物取引業者は、毎年、4月1日から同日前1年間に於いて、従事者を選任し、又は解任した場合は、同日から30日以内に従事者変更届（別記第2号様式）を提出しなければならない。</p> <p>(提出書類の部数) 第15条 法、省令、保証金規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、<u>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）</u>に</p>	<p>(従事者の変更の届出) 第3条 宅地建物取引業者は、<u>法第3条第1項の規定による免許を受けた後に従事者を選任し、又は解任した場合は、2週間以内に従事者変更届（別記第2号様式）を提出しなければならない。</u></p> <p>(提出書類の部数) 第15条 法、省令、保証金規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、<u>特に定めのあるものを除くほか、正本1通及び副本2通（その者の主たる事務所の所在地が和歌山市</u></p>

より提出する場合又は特に定めのある場合を除くほか、正本1通及び副本1通とする。

(提出書類の経由)

第16条 法、省令、保証金規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、その者の主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市及び海草郡の区域内にある場合を除き、その者の主たる事務所の所在地を所轄する振興局長を経由することができる。

、海南市及び海草郡の区域内にある場合は、正本1通及び副本1通)とする。

(提出書類の経由)

第16条 法、省令、保証金規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、その者の主たる事務所の所在地を所轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、その者の主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市及び海草郡の区域内にある場合を除く。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係)

(用紙 A4)

宅地建物取引業従事者変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 免許証番号 和歌山県知事()第 号

免許年月日 年 月 日

商号又は名称

郵便番号()

主たる事務所の所在地

氏 名

(法人にあつては代表者の氏名)

電話番号() ー

年4月1日から 年3月31日の間に宅地建物取引業に従事する者に変更があつたので、宅地建物取引業法施行細則第3条の規定によりお届けします。

添付書類 変更があつた事務所の宅地建物取引業法第48条第3項に規定する従業者名簿の写し

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年5月25日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第551号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
- (2) 所在地 大阪府大阪市中央区谷町一丁目3番1号
- (3) 電話 06-6942-6453

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

- 第1日 令和6年9月30日
- 第2日 令和6年10月7日
- 第3日 令和6年10月21日

(2) 会場

- 和歌山城ホール4階 大会議室
- 和歌山市七番丁25番地の1（電話073-432-1212）

4 受講料 20,000円

和歌山県告示第552号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
- (2) 所在地 大阪府大阪市中央区谷町一丁目3番1号
- (3) 電話 06-6942-6453

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

第1日 令和6年9月30日

第2日 令和6年10月7日

第3日 令和6年10月21日

(2) 会場

和歌山城ホール4階 大会議室

和歌山市七番丁25番地の1（電話073-432-1212）

4 受講料 20,000円

和歌山県告示第553号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス重根西店

和歌山県海南市重根西一丁目5番9外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和6年和歌山県告示第9号

3 意見の概要

(1) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）で定められた建設作業を行い、又は施設を設置する際には、届出を行われない。

(2) 市道及び法定外公共物等へ影響を及ぼす工事を行う場合は、事前に海南市管理課と協議されたい。

(3) 建築物への給水管引込等の工事を行う際は、事前に給水協議をされたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域づくり部地域づくり課（和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年5月24日から同年6月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、畑田池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和6年3月24日退任）

職名 氏 名 住 所

監事 久保圭司 橋本市神野々767番地の1

2 就任した役員（令和6年3月25日就任）

職名 氏 名 住 所

監事 堀内義信 橋本市神野々395番地

和歌山県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、橋本市吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和6年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	吉田敏郎	橋本市吉原761番地の8
理事	田中源一	橋本市吉原657番地
理事	西川寛	橋本市吉原535番地
理事	小嶋永二	橋本市吉原491番地
理事	松岡孝秋	橋本市吉原843番地の1
理事	西川邦昭	橋本市吉原474番地
理事	田中克典	橋本市吉原752番地
理事	美濃勤	橋本市吉原759番地
理事	西川義高	橋本市吉原569番地
理事	西川元人	橋本市野538番地の17
監事	松本豊明	橋本市吉原803番地の1
監事	吉田長司	橋本市吉原397番地の4

2 就任した役員（令和6年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	吉田清昭	橋本市吉原338番地
理事	西川廣一	橋本市吉原708番地
理事	松本崇志	橋本市吉原803番地の1
理事	松岡靖久	橋本市吉原849番地
理事	田中美秀	橋本市吉原690番地
理事	田中健司	橋本市吉原491番の2号地
理事	西川清憲	橋本市高野口町応其494番地の8
監事	西川義高	橋本市吉原569番地
監事	田中誠吾	橋本市吉原794番地

和歌山県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業三ツ池下地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求

に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業三ツ池下地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年5月27日から同年6月21日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局農林水産振興部農地課及び有田川町建設課

和歌山県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営中山間総合農地防災事業市ノ瀬地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営中山間総合農地防災事業市ノ瀬地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年5月27日から同年6月21日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局農林水産振興部農地課及び上富田町建設課

和歌山県告示第558号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 事業名 県営ため池等整備事業 北谷池地区

- 2 確定年月日 令和4年6月1日
 3 工事を完了した時期 令和5年11月16日

和歌山県告示第559号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3661	田辺市中万呂字天王代94番の一部、95番1の一部、水路	田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 杉若貴之	令和 6.5.7	6.00	46.10

和歌山県告示第560号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3658	有田郡有田川町大字下津野字西谿1734番の一部	和歌山市黒田17番地の4 I's不動産株式会社 代表取締役 武田雅博	令和 6.5.9	6.00	89.60

和歌山県告示第561号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3660	海南市日方字上芦原1049番の一部、里道	和歌山市毛草屋丁25番地 株式会社際 代表取締役 曾和勝彦	令和 6.5.9	6.00	47.36

和歌山県告示第562号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 令和6年5月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3663	海南市岡田字深田444番10の一部、444番13の一部	海南市大野中468番地2 成川正樹	令和 6.5.9	4.20	34.25

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

令和6年5月24日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（（1）イにおいて「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は、適用しない。

2 指示する期間

令和6年6月2日から令和7年6月1日まで

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和6年5月24日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物の採捕をしてはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

2 指示する期間

令和6年6月5日から令和7年6月4日まで